

## 年金

### 会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

#### ■手続きについて

町民税務課国保年金係窓口で手続きしてください。

#### ■手続きに必要なもの

年金手帳、印鑑

#### ■保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額15,250円（平成26年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

※会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。



#### ■保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部の保険料が免除になる制度があります。

#### ■メリット① 退職の場合は、退職された方の所得を除外して審査

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

#### ■メリット② 保険料を一部納付したのと同じ

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

#### ■メリット③ 万が一の際にも確かな保証

病気や事故で障害が残ったとき、障害年金や、一家の働き手が亡



元気あふれる教室  
(6月3日 生き甲斐学級開校式)

くなったときの遺族年金などの保障もあります。

#### ■手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を国保年金係へ提出してください。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

#### ■手続きに必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（国保年金係窓口、ホームページにあります）、年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証の写しなど

詳しいお問い合わせは国保年金係か「ねんきんダイヤル（☎0570-051165）」までお願いします。

### 農地転用は 必ず許可を 受けてください

町農業委員会 ☎77-3920

農地を農業以外の目的で使用する場合、農地転用の許可を県知事から受けた後に事業を始めなければなりません。

※この場合、農地とは登記地目ではなく現況地目のことを言い、長く休耕されていても農地法の手続きが必要になる場合もあります。

#### 農地転用が許可制の理由

- ・優良な農地を確保し、農業生産力を維持していく必要があります。
- ・計画的な土地利用を図るため、適切な位置で面積は最小限の農地転用であることが必要です。
- ・農地造成と称して残土処分や産業廃棄物処分が行われ、結果的に農地として使えない土地になってしまふことを防ぐ必要があります。

事業を行おうとする農地の立地や事業内容で許可の基準も変わりますので、詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。



## 新しい保険証に 交換手続き実施中

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

8月から使用していただく保険証への交換手続きを、国保年金係で行っています。保険証の有効期限をご確認の上、まだ新しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

### ■ 毎年所得の判定を行っています

高齢者（70歳以上75歳未満）については、毎年8月1日現在の世帯員の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。町では、高齢受給者証を兼ねる保険証を発行しています。

### ○ 一部負担が1割・2割の方

【低所得Ⅰ】  
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

### 【低所得Ⅱ】

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

### 【一般】

一定以上所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

### ○ 一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方  
※ただし、対象者が2人以上いる場合の収入の合計が520万円

以上、1人の場合は383万円以上にならない方は、申請により1割または2割負担になります。

### ■ 26年度の申請受付開始！

「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付申請を受け付けます。この認定証の交付を受けると、入院時の食事代の負担の軽減や、医療費の自己負担限度額を下げることができ、病院などにかかっていることなく、申請手続きをすることができ、詳しくはご相談ください。

### ■ 臓器提供意思表示欄の設立

臓器移植法の改正に伴い、平成23年度から保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。記入は任意ですが、記入した場合は保険証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてください。



## 国保税軽減の強い味方 ご存知ですか？ジェネリック医薬品

医療費の増加により、本年度から国保税の税率が改正されました。しかし、医療費を節減することができれば、将来的な国保税の負担軽減が望めます。そのために今注目されているのが、ジェネリック（後発）医薬品です。

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

### ○ジェネリック医薬品って？

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬（先発医薬品＝新薬）の特許終了後に有効成分、用法・用量、効果および効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。

### ○なぜジェネリック医薬品が注目されているの？

近年医療費の増加が問題となっていますが、その3割を薬剤費が占めているといわれています。もしも変更可能な薬をすべてジェネリック医薬品に変えられれば、医療費の大きな節減ができます。自分たちの医療保険制度を支える上でもジェネリック医薬品はとても注目すべきものなのです。

### ○ジェネリック医薬品はどうやったらもらえるの？

病院内でお薬をもらう場合は、診察券などと一緒「ジェ

ネリック医薬品希望カード」を出すか、お医者さんに提示してジェネリック医薬品へ変えることができるか相談してみてください。薬局で処方薬をもらう場合には、薬局で薬剤師さんに「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して相談してみましよう。

※特許期間が切れていない新薬など、すべての薬がジェネリック医薬品に変えられるということではありません。

### ○でもなんだか不安だな…

長く飲みなれた新薬をジェネリック医薬品に変えるのは少し不安だなと感じる場合は、とりあえず一週間分（短期間分）だけを切り替えて様子を見ろといった「おためし調剤」を受けることができます。そして服用後体調の安全を確かめてから残りを処方してもらえます。変更に対する不安や疑問は積極的にお医者さんや薬剤師さんに相談してみましよう。